

# 北海道 GX 地域未来投資促進基本計画

## 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

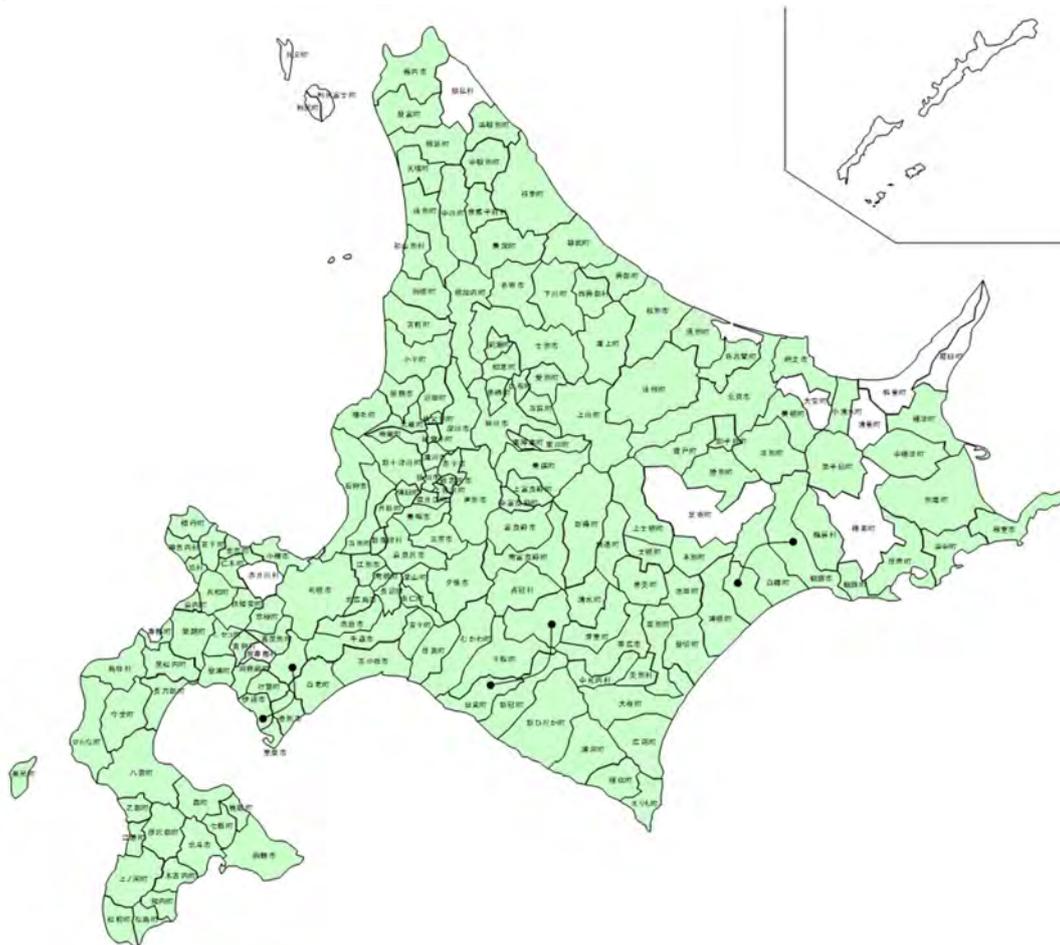
### （1）促進区域

設定する区域は、令和6（2024）年12月1日現在における北海道札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町、美幌町、津別町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、弟子屈町、鶴居村、白糖町、別海町、中標津町、標津町（35市120町12村）の行政区域とする。概ねの面積は、約7,281,062ヘクタールである。

ただし、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、各市町村が区域外に指定したエリアについては、促進区域から除外する。また、本計画の特性上、特に環境保全上の配慮が必要な別紙の区域を促進区域から除外する。なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は本促進区域に存在しない。

除外区域以外においても、本促進区域内には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含んでいるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

<促進区域地図>



市町村名	
空知 (24)	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、襟井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
石狩 (8)	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
後志 (18)	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、横丹町、吉平町、仁木町、余市町
胆振 (11)	室蘭市、苫小牧市、釧別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町
日高 (7)	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
渡島 (11)	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜山 (7)	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
上川 (23)	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
留萌 (8)	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷 (6)	稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町
オホーツク (15)	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
十勝 (18)	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、陸別町、浦幌町
釧路 (7)	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室 (4)	根室市、別海町、中標津町、標津町
合計	<b>167市町村 (35市120町12村)</b>

## (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口減少・少子高齢化の傾向）

### ア 地理的条件

北海道は日本の最北に位置し、都道府県の中では最も広く、面積は83,242 km<sup>2</sup>で国土面積の約22%を占めている。土地面積の約70%を森林が占め、本道の中央部を北から南へ、天塩山地、北見山地、石狩山地、日高山脈が走っている。また、石狩平野をはじめ、十勝平野、天塩平野、名寄盆地、上川盆地、富良野盆地などの平野が広がり、太平洋、日本海、オホーツク海の3つの海に囲まれるなど、豊かな自然環境や水資源に恵まれている。

気候については、年平均気温5～10℃、年平均降水量700～1,700 mmであり、冷涼・少雨である。四季の変化は明確であるが、地形や位置、海流、季節風などにより、地域によって気候の違いがあり、太平洋側西部、日本海側、オホーツク海側、太平洋側東部の4つに区分されている。

また、北海道は台風の接近や雷の発生、豪雨の日数が他地域に比べ少なく、首都圏と距離的に離れていることから、首都圏等で地震や津波などの自然災害が発生した場合にも、同時被災するリスクが低いという特色がある。

### イ インフラの整備状況

北海道は、新幹線、高規格道路網、空港、港湾の充実した交通インフラが下記のとおり整備され、道内間をはじめ、道外主要都市や東アジアを主とした海外と結ばれている。

#### ○新幹線

北海道新幹線

#### ○高規格道路（計画含む）※未着手

北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道（根室線）、北海道横断自動車道（網走線）、日高自動車道、深川・留萌自動車道、旭川・紋別自動車道、帯広・広尾自動車道、函館・江差自動車道、旭川十勝道路、遠軽北見道路、渡島半島横断道路、帯広空港道路、帯広圏連絡道路※、釧路中標津道路、創成川通、道央圏連絡道路、道東縦貫道路※、函館新外環状道路、根室中標津道路、松前半島道路※

#### ○空港

新千歳空港、丘珠空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、中標津空港、紋別空港、稚内空港、利尻空港、礼文空港、奥尻空港

#### ○港湾（国際拠点港湾・重要港湾）

<国際拠点港湾>

苫小牧港、室蘭港

<重要港湾>

釧路港、函館港、石狩湾新港、小樽港、留萌港、稚内港、十勝港、紋別港、網走港、根室港



## ウ 産業構造

本道は、豊富な農林水産資源や観光資源を活かした第1次産業や第3次産業で強みを有しており、令和2（2020）年度の道内総生産は19兆7,256億円、道内総生産の経済活動別構成比は第1次産業が4.0%（全国1.0%）、第2次産業18.0%（全国25.8%）、第3次産業77.2%（全国72.7%）となっている。

また、近年では、ものづくり分野での裾野が広い自動車産業の集積が進んできているものの、依然として公共投資をはじめとする公的需要への依存度が高いことや、全国に比べて産業全体に占める製造業の比率が低く、とりわけ本国経済の発展を支えてきた加工組立型産業の割合が低いことなど、産業構造的な課題がある。

一方で、北海道における再生可能エネルギーのポテンシャルは以下のとおり全国随一となっており、太陽光や風力、地熱を活用した発電事業など、GX投資に向けた様々な取組が動き始めている。

### ① 公的需要への依存度が高い経済構造

令和2（2020）年度における道内需要に占める公的需要の割合は、前年度から1.6ポイント上昇して30.3%となっている。全国（26.9%）と比較すると3.4ポイント高くなっており、本道経済は公的需要への依存度が高い構造となっている。

#### <公的需要構成比の推移>

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
北海道	27.3%	27.6%	27.9%	28.7%	30.3%
全国	24.7%	24.6%	24.7%	25.2%	26.9%

（出典）北海道「令和2（2020）年度道民経済計算」

### ② 製造業の比率が低い産業構造

産業構造は全国と比べ、第2次産業とりわけ製造業のウエイトが低い構造となっている。令和2（2020）年度の道内と国内総生産に占める比率で見ると、製造業の占める割合は9.9%となっており、全国の20.0%と比較して半分以下の水準となっている。

#### <道内（国内）総生産の産業別構成比（令和2（2020）年度 ※国は暦年）>

	第1次産業	第2次産業		第3次産業
			うち製造業	
北海道	4.0%	18.0%	9.9%	77.2%
全国	1.0%	25.8%	20.0%	72.7%

（出典）北海道「令和2（2020）年度道民経済計算」

※その他関税等が含まれるため100%にはならない

### ③ 北海道における再生可能エネルギーのポテンシャル

北海道の再生可能エネルギー（太陽光、陸上風力、洋上風力、中小水力、地熱）のポテンシャルは、全国随一の31.6%を占めている。

#### <道内と国内における導入ポテンシャル（年間発電電力量）>

（単位：百万kWh）

	北海道		全国
		全国に対する割合	
太陽光（建物型）	27,931	4.7%	598,532
太陽光（土地型）	409,813	32.1%	1,277,355
陸上風力	636,018	50.4%	1,262,473
洋上風力	1,044,343	30.2%	3,460,664
中小水力	5,061	9.7%	51,935
地熱	15,010	12.5%	120,518
合計	2,138,176	31.6%	6,771,477

（出典）REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム令和5（2023）年4月）

## エ 人口減少・少子高齢化の動向

本道では全国より約10年早く、平成9（1997）年をピークに人口減少に転じて以降、全国を上回るスピードで人口減少と高齢化が進行し、高齢化率は令和2（2020）年現在で32.2%と全国と同様に年々上昇している。人口は令和5（2023）年現在で約509万人となっている。また、令和2（2020）年現在で人口の45.9%が札幌市を含む石狩振興局管内に集中しており、他の地域においては、人口減少と高齢化が顕著で各地域の中核都市でも、若年層の転出などによる人口減少が進んでいる。

### 全国・北海道の年齢3区分別人口の推移

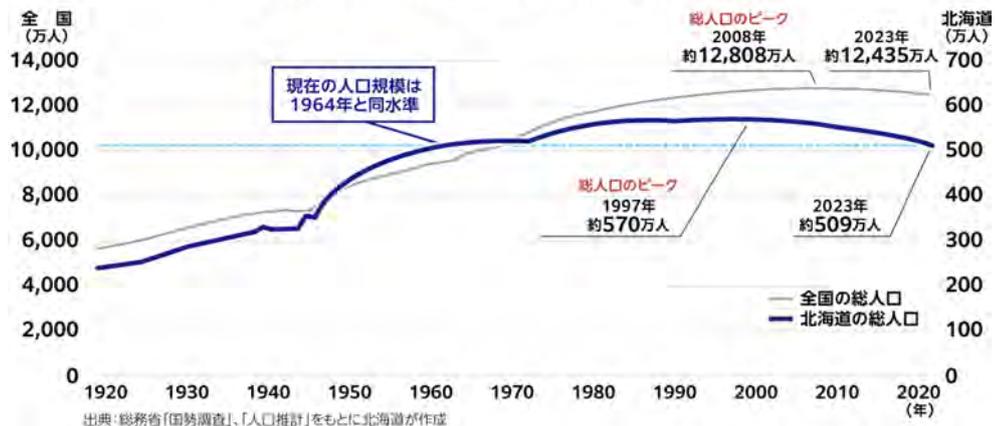
	区 分	1970年	2000年	2010年	2020年
年少人口(%) (0~14歳)	全 国	24.0	14.6	13.2	12.1
	北海道	25.3	14.0	12.0	10.8
生産年齢人口(%) (15~64歳)	全 国	68.9	68.1	63.8	59.2
	北海道	69.0	67.8	63.3	57.0
高齢者人口(%) (65歳以上)	全 国	7.1	17.4	23.0	28.7
	北海道	5.8(-1.3)	18.2(0.8)	24.7(1.7)	32.2(3.5)

出典：総務省「国勢調査」をもとに北海道が作成 北海道総合政策部「国勢調査結果」

※括弧内は全国との差

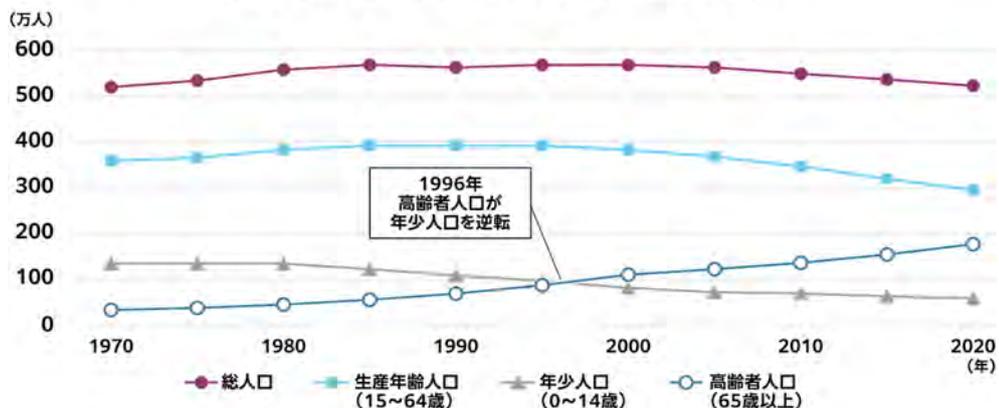
(注)表やグラフの構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100にならない場合があります(以下同様)

### 総人口の推移(全国・北海道)(1920~2023)



出典：総務省「国勢調査」、「人口推計」をもとに北海道が作成

### 北海道の年齢3区分別人口の推移(1970~2020)



出典：総務省「国勢調査」をもとに北海道が作成

### 振興局別の人口推移

(人)

	2010年	2020年	構成比				増減数	増減率
			0~14歳	15~64歳	65歳以上	構成比		
空知	336,254	281,964	8.9%	50.7%	40.4%	5.4%	-54,290	-16.1%
石狩	2,342,338	2,396,732	11.2%	60.6%	28.2%	45.9%	54,394	2.3%
後志	232,940	198,888	9.3%	51.9%	38.8%	3.8%	-34,052	-14.6%
胆振	416,289	382,354	10.8%	54.4%	34.8%	7.3%	-33,935	-8.2%
日高	75,321	63,372	11.0%	53.6%	35.3%	1.2%	-11,949	-15.9%
渡島	427,807	380,158	9.9%	54.1%	36.0%	7.3%	-47,649	-11.1%
檜山	42,058	33,609	8.4%	48.8%	42.8%	0.6%	-8,449	-20.1%
上川	520,365	481,953	10.7%	54.2%	35.1%	9.2%	-38,412	-7.4%
留萌	53,105	43,050	9.1%	50.6%	40.3%	0.8%	-10,055	-18.9%
宗谷	73,447	62,140	10.5%	55.6%	33.9%	1.2%	-11,307	-15.4%
オホーツク	310,009	273,362	10.5%	54.2%	35.3%	5.2%	-36,647	-11.8%
十勝	348,597	332,648	11.7%	56.3%	32.0%	6.4%	-15,949	-4.6%
釧路	247,320	222,613	10.3%	55.2%	34.5%	4.3%	-24,707	-10.0%
根室	80,569	71,771	11.9%	57.3%	30.8%	1.4%	-8,798	-10.9%
全道	5,506,419	5,224,614	10.8%	57.0%	32.2%	100.0%	-281,805	-5.1%
全国	128,057,352	126,146,099	12.1%	59.2%	28.7%	-	-1,911,253	-1.5%

出典：総務省「国勢調査」

### 振興局別の若年層人口推移 (15~24歳)

(人)

	2010年	2020年	増減数	増減率
空知	27,321	20,061	-7,260	-26.6%
石狩	257,428	226,783	-30,645	-11.9%
後志	18,477	14,197	-4,280	-23.2%
胆振	37,534	31,459	-6,075	-16.2%
日高	5,872	4,150	-1,722	-29.3%
渡島	36,898	28,431	-8,467	-22.9%
檜山	2,516	2,072	-444	-17.6%
上川	42,630	37,164	-5,466	-12.8%
留萌	3,579	2,717	-862	-24.1%
宗谷	5,546	4,295	-1,251	-22.6%
オホーツク	26,376	20,678	-5,698	-21.6%
十勝	29,608	26,362	-3,246	-11.0%
釧路	22,030	17,915	-4,115	-18.7%
根室	6,900	5,354	-1,546	-22.4%
全道	522,715	441,638	-81,077	-15.5%
全国	12,489,790	11,548,746	-941,044	-7.5%

出典：総務省「国勢調査」

### 中核都市の人口推移

(人)

	2010年	2020年	構成比			増減数	増減率
			0~14歳	15~64歳	65歳以上		
札幌市	1,913,545	1,973,395	11.1%	61.0%	27.9%	59,850	3.1%
函館市	279,127	251,084	9.5%	54.5%	36.0%	-28,043	-10.0%
旭川市	347,095	329,306	10.7%	54.8%	34.6%	-17,789	-5.1%
北見市	125,689	115,480	10.5%	55.4%	34.0%	-10,209	-8.1%
帯広市	168,057	166,536	11.6%	58.7%	29.7%	-1,521	-0.9%
釧路市	181,169	165,077	10.2%	55.4%	34.5%	-16,092	-8.9%

出典：総務省「国勢調査」

### 中核都市の若年層人口推移 (15~24歳)

(人)

	2010年	2020年	増減数	増減率
札幌市	205,642	181,494	-24,148	-11.7%
函館市	25,000	19,292	-5,708	-22.8%
旭川市	29,147	25,349	-3,798	-13.0%
北見市	11,465	9,254	-2,211	-19.3%
帯広市	16,351	14,221	-2,130	-13.0%
釧路市	16,445	13,809	-2,636	-16.0%

出典：総務省「国勢調査」

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

#### 【策定の背景】

令和5（2023）年4月、「G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」札幌開催の機会を捉え、北海道・札幌市が、脱炭素を通じたエネルギーの地産地消と道内経済の活性化、日本及び世界のGXに貢献していくことについて、「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を発表した。

同年6月、北海道や札幌市、金融庁などの省庁、地元金融機関やメガバンクなどの金融機関、大学、道内経済界、エネルギー関連事業者等が一体となって、世界中からGXに関する情報・人材・資金を集積させ、全道域でGX産業を振興することを目指す、産学官金のコンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」（以下、「TSH」という。）が設立された。

令和6（2024）年1月、国に北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」を提案し、その後、提案内容のうちGXに関する項目を全道域に拡大し、同年6月に北海道と札幌市が「金融・資産運用特区」に決定され、併せて北海道が国家戦略特別区域に指定された。

#### 【今後の展開】

国はGXの実現に向けて、今後10年間で150兆円の官民投資を目指すこととしており、TSHでは、こうした動きに呼応する世界中からの投資を北海道と札幌市に呼び込むため、8つのGXプロジェクトを掲げていることを踏まえ、豊富な再生可能エネルギー資源を最大限活用しながら、GX産業（ものづくり、デジタル、エネルギー関連産業）の全道域への集積を図っていく。

また、企業立地や事業の拡大、それに伴う雇用創出などに着実に結びつけていけるよう、TSHの構成機関や地域の皆様などと緊密に連携しながら取組を進めるとともに、GX産業のサプライチェーン構築に加え、経済と環境が好循環する持続的な地域社会の形成を目指す。

### (2) 経済的効果の目標

#### 【経済的効果の目標】

1件あたり平均47百万円の付加価値額を生み出す地域経済牽引事業を40件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.39倍の波及効果をもたらし、促進区域で2,613百万円の付加価値を創出することを目指す。

	現 状	目標値	増加率
付加価値額	—	2,613 百万円	—

#### <算出方法>

(付加価値額) (波及効果係数) (地域経済牽引事業件数) (計画期間)  
47 百万円 × 1.39 × 8 件 × 5 年間

※R3 経済センサスー活動調査、H27 北海道産業関連表、工業立地動向調査 (R1-5)

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

#### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

#### (2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,611万円（道内1事業所あたり平均付加価値額/令和3（2021）年経済センサスー活動調査）を上回ること。

#### (3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、本促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 本促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で8%以上増加すること
- ② 本促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1人以上増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

#### (1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の区域とする。

なお、本区域には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は含まれない。



## 《恵庭市》

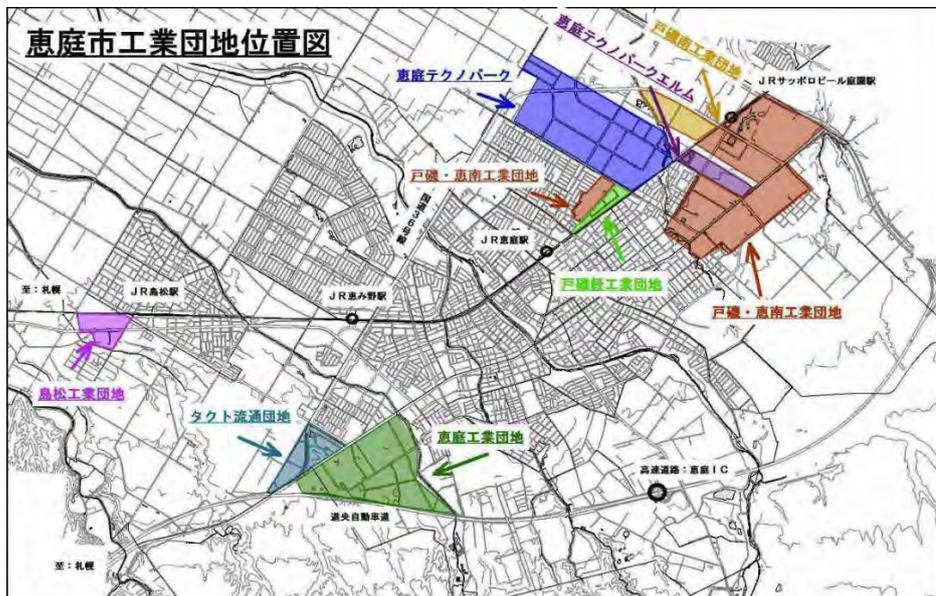
### 【重点促進区域①】

恵庭市内工業団地、面積は概ね 337 ヘクタール

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1) 恵庭工業団地      | 65 ヘクタール  |
| 2) 恵庭テクノパーク    | 90 ヘクタール  |
| 3) 戸磯・恵南工業団地   | 131 ヘクタール |
| 4) 戸磯軽工業団地     | 4 ヘクタール   |
| 5) 島松工業団地      | 12 ヘクタール  |
| 6) タクト恵庭流通団地   | 11 ヘクタール  |
| 7) 恵庭テクノパークエルム | 7 ヘクタール   |
| 8) 戸磯南工業団地     | 17 ヘクタール  |

(地域の概況及びインフラの整備状況)

本区域は、北海道の中心部である道央ベルト地帯のほぼ中央に位置しており、札幌市をはじめとする周辺市町村へのアクセスや新千歳空港・苫小牧港等の空路及び海路へのアクセスにも非常に恵まれたインフラ環境にある。各工業団地は JR 千歳線の各駅（サッポロビール庭園駅、恵庭駅、恵み野駅、島松駅）・国道 36 号・旧国道 36 号・北海道縦貫自動車道の恵庭インターチェンジに近接しており、道内各方面への迅速な輸送・アクセスが可能となっている。なお、本区域には、農用地区域、市街化調整区域及び環境保全上重要な地域を含まない。



(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載  
本区域は、工業専用地域・工業地域・準工業地域とされている。
- ・恵庭市都市計画マスタープランにおける記載  
本区域は、今後とも産業活動の拠点として位置付け、環境整備の充実により土地利用の促進を図ることとされている。

## 《名寄市》

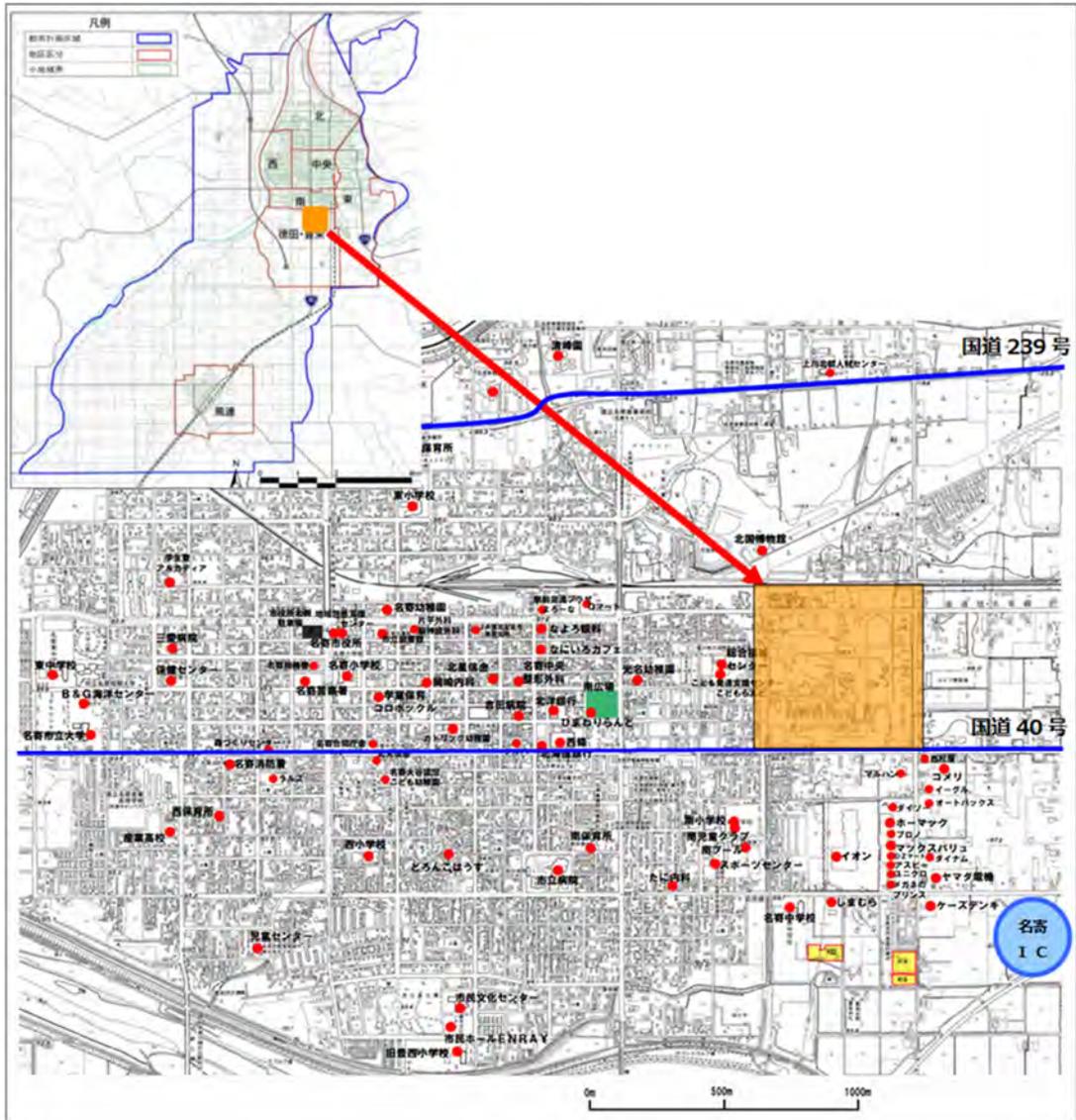
### 【重点促進区域②】

名寄市字徳田（9番1、11番1、12番1、24番1、36番3、36番4、37番、38番3、50番3）、面積は概ね23ヘクタール

（地域の概況及びインフラの整備状況）

本区域は、都市計画法上の工業地域であり、国道40号に隣接し、国道239号及び整備が進められている北海道縦貫自動車道の高速道路インターチェンジに近接しており、交通インフラの要衝に位置している場所でもあり、当該区域において地域経済索引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、農用地区域、市街化調整区域及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地（天塩川）、北海道自然環境保全地域（松山ピヤシリ）、特定植物群落である「ピヤシリの自然林」を含まない。



(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載

本区域は、工業地域とされている。

- ・名寄市都市計画マスタープランにおける記載

本区域は、工業の振興を推進するため、工業施設・流通系施設の誘導を図り、一般工業地としての利用を促進するとされている。

## 《音更町》

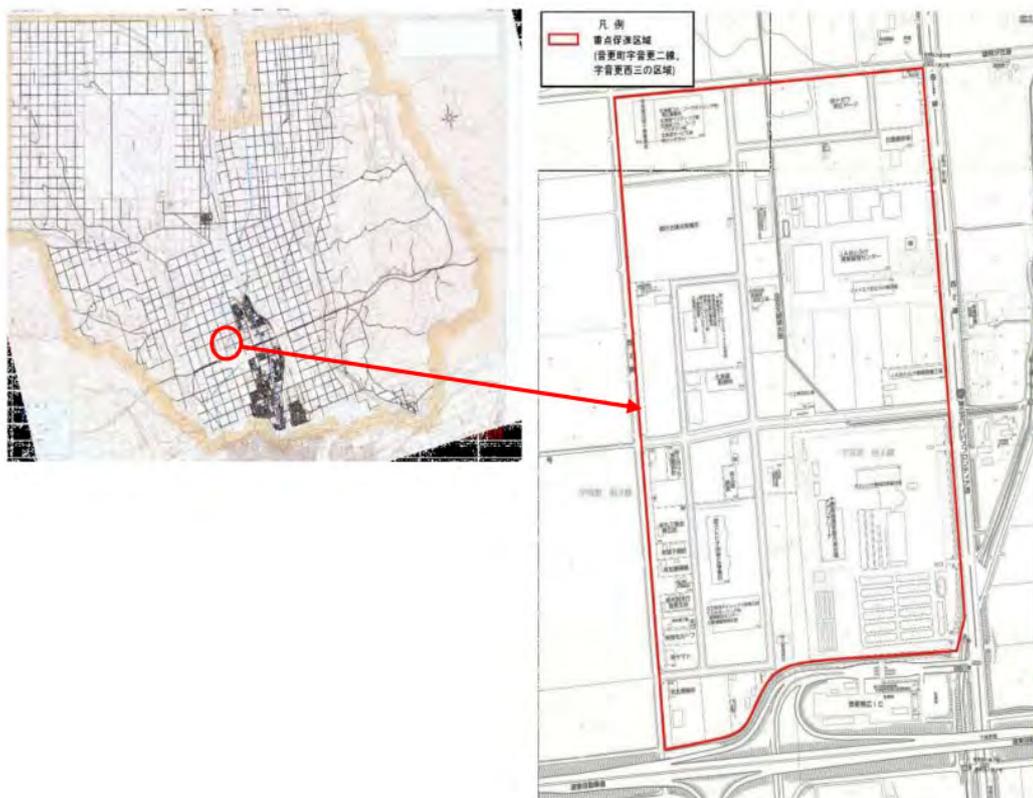
### 【重点促進区域③】

音更町 IC 工業団地（音更町字音更西二線、字音更西三線）、面積は概ね 54 ヘクタール

(地域の概況及びインフラの整備状況)

本区域は、音更町 IC 工業団地の区域であり、北海道横断自動車道の音更帯広インターチェンジ及び国道 241 号（帯広北バイパス）に隣接し、良好なアクセスを有する交通インフラの要衝に位置している場所でもある。

なお、本区域には、農用地区域、市街化調整区域及び環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を含まない。また、本区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。



(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

本区域は、工業地域とされている。

・音更町都市計画マスタープランにおける記載

本区域は、北海道横断自動車道の音更帯広インターチェンジに隣接する IC 工業団地地区として、その交通利便性を活かした物流業務系ほか、産業振興に寄与するための工業系土地利用（一般工業地区）を図るべき区域の一部とされている。

・第 2 期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本町の強みを活かした産業を振興し、雇用の場を拡充するため、本区域（IC 工業団地）への企業誘致の促進を施策として位置づけている。

## (2) 区域設定の理由

### 《恵庭市》

#### 【重点促進区域①】

本区域における恵庭工業団地の分譲開始（昭和 36（1961）年）から現在に至るまで、順調に企業進出が進んでいる。これらの理由として、抜群の交通アクセスと豊かな労働力、安定した気候があげられる。現在、本区域において、食料品製造業及び飲料製造業をはじめとする製造業 81 社（市内製造業の約 69.8%）、道央圏の物流拠点・配送センター等として運輸業 47 社（市内運輸業の約 61.0%）が立地しており、交通インフラの優位性を背景にこれら産業の集積が進んでいる。

本区域内では、平成 23（2011）年に工業団地が完売して以来、民有遊休地の活用を優先しているが、近年の市内工業用地の需要拡大に対応するため令和元（2019）年度に新工業団地（戸磯南工業団地）の造成を開始した。同工業団地は完成（令和元（2019）年 12 月）前に全区画が完売しており、現在は、食料品及び木材・木製品の大規模な製造工場や大型の物流拠点施設などの新たな産業の集積が見られている。

また、国の「GX 実現に向けた基本方針」において、GX を加速させることでエネルギーの安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげることをしており、その投資規模は今後 10 年間で 150 兆円超えともされている。その中で、北海道は国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活かし GX 官民投資を北海道にも呼び込み、全道域の GX 産業の振興を図ろうとしている。

こうした時代の動きを捉え、恵庭市では本区域に立地する食料品製造業や物流拠点や配送センターなどの運送業企業が集積する強みをそのままに、GX 産業の投資呼び込みについても重点的な支援が必要であることから、重点促進区域として設定することとする。なお、恵庭市の促進区域及び重点促進区域内で地域経済牽引事業を実施する場合には、各種まちづくりに関する計画や環境保全・環境負荷の低減などについて十分配慮することとする。

## 《名寄市》

### 【重点促進区域②】

本区域は、名寄市の製造品出荷額及び付加価値額の約7割を占める「パルプ・紙・紙加工品製造業」の集積地として、豊富な森林資源を有する地域特性に由来している。立地していた王子マテリア株式会社名寄工場は、昭和35（1960）年に「天塩川製紙」として設立されて以来、設備増設・更新等を重ね60年もの長きにわたり操業してきたが、王子マテリア株式会社は令和3（2021）年12月に名寄工場の操業を停止した（現在、重点促進区域内は全て遊休地）。地域特性を活かしながら新産業分野の創出及び新たな企業集積を図り、工場敷地の利活用を推進するためには、重点的な支援が必要であることから、重点促進区域（工場立地特例対象区域のみ活用）として設定することとする。

## 《音更町》

### 【重点促進区域③】

本区域は、音更町 IC 工業団地の区域であり、十勝地区家畜市場（ホクレン農業協同組合連合会）、青果管理センター・食品加工センター（音更町農業協同組合）、農機具販売業、物流・倉庫業などの農林業関連業種を中心に、環境・エネルギー業などの多種多様な企業が集積している。今後もさらに企業集積を図ることとしているが、新たな産業分野である GX 産業の投資呼び込みについても重点的な支援が必要であることから、重点促進区域として設定することとする。

## （3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

## 《恵庭市》

### 【重点促進区域①】

恵庭市戸磯

(36番1、36番2、37番1、37番3、44番1、44番5、44番7、44番8、47番6、47番7、47番8、47番9、47番10、47番13、47番14、47番15、47番17、47番18、62番1、71番1、71番3、71番6、72番1、72番4、73番1、73番2、74番、76番6、76番7、76番8、76番9、76番10、76番11、76番12、76番13、76番14、76番15、76番16、76番17、76番18、76番19、76番20、76番21、76番22、76番23、76番24、76番25、76番26、76番27、76番28、76番31、193番3、193番4、193番5、193番6、193番7、193番8、193番13、193番14、201番7、201番8、201番9、201番10、201番11、201番12、201番13、201番14、201番15、201番16、201番17、201番18、201番19、201番20、201番21、201番22、201番23、201番25、201番27、345番3、345番4、345番6、345番7、345番8、345番9、345番10、345番12、345番13、345番14、345番15、345番16、345番17、345番18、345番20、345番21、345番22、345番24、345番29、347番3、347番4、347番5、347番6、347番7、347番8、347番9、347番10、347番11、347番12、347番13、365番1、365番2、365番3、366番、367番1、367番2、368番1、368番2、368番3、368番4、385番29、385番30、385番31、385番33、

385番36、391番1、392番1、393番1、395番1、401番1、401番33、  
407番1、447番5、447番6、447番7、447番8、452番1、453番15、455番1、  
494番1、536番4、536番6、536番7、536番8、536番9、536番10、  
536番11、536番12、536番13、536番14、536番15、536番16、536番17、  
539番1、539番3、540番1、540番3、540番4、540番5、540番7、540番8、  
542番1、542番4、542番5、542番6、542番7、542番8、552番、553番1、  
554番、555番1、567番4、567番5、567番6、569番3、569番4、569番5、  
569番6、570番1、570番3、570番4、572番2、573番1、573番7、573番8、  
573番9、573番10、573番13、573番14、573番15、573番19、573番20、  
573番21、573番22、573番23、573番26、573番27、573番39、573番40、  
573番41、581番41、581番42、581番46、581番48、581番49、581番50、  
584番2、584番3、584番4、584番5、584番6、584番7、592番2、592番4、  
592番5、592番6、595番1、595番2、595番3、595番4、595番5、595番6、  
595番7、595番8、595番9、595番10、595番11、595番12、595番16、  
595番17、595番18、595番20、595番22、595番23、595番24、595番25、  
595番26、595番30、595番32、595番33、595番34、595番35、595番39、  
596番1、596番2、596番3、596番4、596番5、596番6、596番7、596番9、  
600番1、600番2、600番5、603番1、603番2、603番3、603番4、603番5、  
603番6、603番7、603番8、603番9、603番14、603番15、603番16、  
603番18、603番21、604番2、604番3、612番、616番1、616番2、616番3、  
616番4、616番5、616番6、617番1、617番2、617番3、617番4、617番5、  
617番9、619番1、619番2、619番3、619番5、619番6、619番13、  
619番14、2005-1、2005-2、2005-3、2005-4、2005-5、2005-6、2005-7、  
2005-8、2006-1、2007、2008、2009、2010、2011、2012、2013、2014、2015、  
2016)

#### 恵庭市恵南

(1番1、3番1、3番4、8番3、8番7、9番1、9番2、10番1、10番8、10番9、  
10番10、10番12、12番7、13番1、14番1、15番1、16番1、17番1、  
17番4、17番5、17番6、17番7、18番1)

#### 恵庭市黄金南1丁目

(12番1、12番2、12番3、285番2、285番3、286番3、302番1、304番4、  
313番2、313番3、313番4、313番5、313番6、313番7、313番8、313番9、  
313番10、313番11、313番12、313番13、313番14、313番15、313番16、  
313番17、313番18、313番19、313番20、313番21、313番22、313番24、  
313番25、313番26、313番27、313番29、313番31、313番32、313番33、  
313番34、313番35、313番36、313番37、313番38、313番39、313番40、  
313番41、313番42)

#### 恵庭市北柏木町3丁目

(2番、3番、4番1、5番1、6番、8番、9番、10番、11番、12番、13番1、  
13番2、14番1、14番2、15番1、15番2、16番1、16番2、17番1、17番2、

18番1、18番2、19番2、21番1、21番3、22番1、22番3、23番、24番、  
30番1、31番、32番、33番1、34番1、35番1、36番1、37番、38番、39番、  
40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、47番、48番1、49番、50番、  
51番、52番、53番、54番、55番1、55番2、55番3、56番、57番、58番1、  
59番1、59番2、60番1、61番1、61番3、61番4、62番1、62番3、62番4、  
63番、64番、65番、66番、67番、68番、69番、70番、71番、72番、73番、  
74番1、74番2、74番3、75番1、75番2、76番1、76番2、76番3、76番4、  
76番5、76番6、77番、78番2、79番2、80番、81番、82番、83番1、  
83番2、84番1、85番1、86番1、86番2、87番1、87番2、87番4、87番5、  
87番6、88番1、89番1、90番1、92番1、93番1、98番1、102番、103番1、  
104番1、104番3、104番4、104番5、104番6、105番1、106番1、107番1、  
108番1、109番、110番、111番、112番、113番、115番、116番、117番、  
118番、119番、122番、127番、131番1、132番1、133番1、142番1、  
143番1、144番、145番、146番、147番、148番1、148番2、153番1、  
154番1、154番2、154番3、154番4、156番、157番1、158番1、159番1、  
159番3、160番1、164番1、164番3、164番5、165番1、165番3、166番1、  
166番3、166番4、167番1、167番3、169番1、169番2、169番3、169番4、  
169番5、169番6、169番7、169番8、169番13、170番1、170番2、170番3、  
172番1、172番2、172番3、176番、181番1、186番1、186番2、186番3、  
186番4、186番5、187番2、187番3、187番4、187番5、188番2、192番1、  
192番3、192番4、192番5、193番1、194番1、194番2、194番7、194番8)

恵庭市北柏木町4丁目

(1番1、1番2、2番1、2番2、3番2、3番3、3番4、3番5、3番6、3番7、  
3番8、3番9、3番10、3番11)

恵庭市北柏木町5丁目

(1番3、2番1、2番2、2番3、2番4、2番6、2番8、2番14、2番15、2番16、  
2番17、2番18、2番19、3番1、3番4、3番5、3番6)

恵庭市下島松

(773番1、773番3、773番4、773番5、773番6、775番1、775番4、775番7、  
777番1、777番3、777番5、777番7、777番8、779番1、779番8、801番3、  
801番4、801番5、802番1、802番2、802番5、802番6、804番、805番1、  
805番2、805番3、805番4、805番5、805番7、805番10、805番11、  
805番12、805番17、805番18、805番19、805番20、805番22、807番2、  
807番3、807番4、809番1、809番2、809番5、810番3)

※設定する区域は、令和6（2024）年1月1日現在における地番により表示。

《名寄市》

【重点促進区域②】

名寄市字徳田

(9番1、11番1、12番1、24番1、36番3、36番4、37番、38番3、50番3)

※設定する区域は、令和5（2023）年9月1日現在における地番により表示。

《音更町》

【重点促進区域③】

音更町字音更西二線

(9番1、9番2、9番5、9番6、11番1、11番2、11番3、13番1、13番2、  
13番5、13番6、13番7、13番8、13番9、15番1、15番4、15番6、17番1、  
17番5、17番24、17番25、17番26、17番27、17番28、17番29、17番30、  
17番31、17番32)

音更町字音更西三線

(8番1、8番15、8番16、8番17、8番27、8番28、8番29、8番30、8番31、  
8番32、8番33、8番34、8番35、8番36、8番37、8番38、8番39、8番40、  
8番41、8番42、8番43、8番44、8番45、8番46、8番47、8番48、8番49、  
8番50、8番51、8番52、8番53、8番54、8番56、8番57、8番58、8番60、  
8番62、14番1、14番10、14番11、14番12、14番13、14番14、14番15、  
14番16、14番19、14番20、14番25、14番26、14番27、14番28、14番29、  
14番41、14番42、14番44、14番45、14番46、14番47、14番48、14番49、  
14番50、14番51、14番52、14番53、14番56)

※設定する区域は、令和6（2024）年1月31日現在における地番により表示。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

【地域の特性】

全国随一の再生可能エネルギーポテンシャル（風力1位、太陽光1位、中小水力1位、地熱2位）

【活用戦略】

地域特性を最大限活用した北海道全域におけるGX産業の集積

- ① 北海道のGX産業の推進に係るものづくり関連分野
- ② 北海道のGX産業の推進に係るデジタル関連分野
- ③ 北海道のGX産業の推進に係るエネルギー関連分野

## (2) 選定の理由

国は「GX 実現に向けた基本方針」において、GX を加速させることで、エネルギーの安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力の強化・経済成長につなげることとし、国際競争力向上に資する GX 事業として 22 分野を示している。

道では、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に規定する太陽光や風力、水力、雪氷やバイオマス等の再生可能エネルギーを対象とするとともに、TSH が特に重点的に推進する洋上風力関連産業や水素、蓄電池などの 8 つの GX プロジェクトに関連する分野を選定する。

### ① 北海道の GX 産業の推進に係るものづくり関連分野

令和 2（2020）年度の道内総生産は、19 兆 7,256 億円となっており、経済活動別では全国と比べて農林水産業や建設業が占める割合が高く、製造業の割合は低い傾向にある。振興局別構成比は、46.4%を石狩管内が占める一方、一人あたりの総生産では、一次産業の生産割合の高い根室や宗谷、製造業の生産割合の高い胆振などにおいて、全道平均を上回る状況にある。

また、一人あたり道民所得は全国平均と比較して 1 割程度低く推移しており、公的需要の割合は、30.3%と全国比で 3.4 ポイント（全国 26.9%）高くなっている。近年は、脱炭素化といった世界的潮流やロシアのウクライナ侵攻をはじめとした国際情勢の変化に伴い、再生可能エネルギーの導入拡大、さらには、デジタル産業の集積などの動きが活発になるとともに、災害時における業務継続の観点やテレワークの普及など働き方の変化により、道外から北海道への本社機能を移転する企業が増加している一方で、大企業などの工場の移転や縮小、商業施設の閉店などが相次ぐ状況にある。

人口減少や少子高齢化が進む中においても本道経済の成長を図っていくためには、国際情勢の変化に適切に対応しながら、エネルギーや半導体・デジタル関連産業の振興など新たな需要も取り込み、経済波及効果が高いものづくり産業の一層の振興を図る。

### ② 北海道の GX 産業の推進に係るデジタル関連分野

世界的なデジタル化の急速な進展により半導体の重要性と需要が大幅に高まる中、道内では国家プロジェクトの一環として、令和 5（2023）年 2 月に千歳市へのラピダス社の立地が決定し、2025 年のパイロットラインの稼働、2027 年の量産開始に向けた取組が進められているほか、冷涼な気候や広大な土地など本道の立地優位性を活かしたデータセンターの立地が進んでいる。

国内のデータセンターの 8 割超は東京圏・大阪圏に集中しているため、デジタルインフラのレジリエンス強化の観点から、東京圏・大阪圏から十分な物理的距離が確保されることが求められているとともに、電力消費量が増大していく中で、再生可能エネルギーをはじめとする脱炭素電源の活用ポテンシャルが高いことや、国際的な光海底ケーブルの陸揚げに適した地点を含むエリアでの整備が適当とされている。

北米やアジア・太平洋地域等をつなぐ地理的優位性を活かし、今後、国内外を結ぶ国

際的な光海底ケーブルなどの整備が進むことにより、国内通信ネットワーク、関連機器・部品のサプライチェーンなどが強靱化されるほか、データセンター・半導体などを核としたデジタル関連産業の一大拠点的形成していくため、産学官の連携体制を構築し、インフラ整備や人材の育成・確保などに取り組んでいく必要がある。

また、ラピダス社の立地という好機を最大限に活かし、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点を実現するとともに、再生可能エネルギーなど本道の強みである産業振興と合わせて、本道経済全体の成長に結びつけていくことが必要である。

### ③ 北海道のGX産業の推進に係るエネルギー関連分野

近年、ウクライナ情勢などを背景として、エネルギーなどの価格高騰や国際的な供給不安が発生する一方、国内ではデジタル関連企業の立地が計画されるなど、産業部門の電力需要が高まっており、エネルギーの安定的な確保が一層求められている。

REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム令和5（2023）年4月）による道内再生可能エネルギー賦存量のポテンシャルは、風力・太陽光・中小水力発電が全国1位となっている。このうち、洋上風力については、国による2040年の案件形成目標値の3分の1を北海道が占めており、現在、道内では国から有望な区域に選定された5つの区域（着床式：石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖）と、一定の準備段階に整理されている2つの区域（浮体式：岩宇・南後志地区沖、島牧沖）において、事業実施が可能となる促進区域の指定に向けた取組を地域と連携しながら進めている。太陽光発電の年間発電電力量については全国の約23%を占め、気温が低いほど発電効率が上昇することから、冷涼な気候と広大な敷地を活かし、メガソーラーの立地が進んでいるほか、中小水力発電（河川導入）の年間発電電力量については全国の約10%を占めており、地域事業者の建設技術で対応可能なことや脱炭素とエネルギーの地産地消、レジリエンスの向上、収益確保、雇用創出といった面からも、今後の導入拡大が期待されている。

また、基幹産業である農林水産業における生産現場や加工施設などで発生するバイオマス資源が豊富であるため、これまでに道内で140基以上のバイオガスプラントが建設されており、38市町村がバイオマス産業都市として認定されるなど、全国を代表するバイオマスエネルギー推進地域でもある。

こうした地域資源を活かしながら、本道の再生可能エネルギーの導入拡大を図っていくためには、道内のみならず道外へ安定的にエネルギーを供給する送電網の増強が求められているとともに、化石エネルギー中心の産業・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXに関する国内外から北海道への投資促進により、環境と経済を好循環させる必要がある。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進 その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

本促進区域の特性を活かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要があることから、国や市町村と連携し、地域経済牽引事業者の支援に努めるものとする。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ① 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、一定の要件を課した上で、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について課税の免除を行う。

#### ② 北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例

北海道へのGX産業の投資を加速化させるための新たな条例を制定し、一定の要件を課した上で、不動産取得税、法人事業税、法人道民税（均等割を除く）及び道固定資産税について課税の免除を行う。

#### ③ 北海道産業振興条例に基づく助成措置

北海道産業振興条例に基づき企業立地を促進するため、工場、事業所等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

#### ④ 各市町村における優遇措置

道内の市町村では企業立地を促進するため、固定資産税の課税免除や不均一課税に関する条例を制定しているほか、企業立地補助金や助成金、奨励金、融資等の優遇措置を設けている。  
※各市町村の優遇措置は、一般財団法人日本立地センターHP参照。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

#### 【オープンデータの公開】

北海道では、データ利活用の促進のため、道が保有するデータの内、個人情報など公開できないものを除き、二次利用可能な形で公開する「オープンデータ」の取組を進めている。

### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

#### 【相談窓口の設置】

道経済部産業振興課に企業誘致の相談窓口を、ゼロカーボン産業課に省エネ・新エネ促進・関連産業振興ワンストップ窓口が設置されており、窓口で受けた相談は、それぞれ道や市町村の関係部署に確認するとともに、必要に応じ、国への相談を求めながら対応している。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

【賃上げ促進支援】

賃上げ促進支援の取組として、北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和7年度	令和8年度～ 令和10年度	令和11年度 (最終年度)
【制度の整備】			
・特定地域等における道税の課税の特例に関する条例	運用	運用	運用
・北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例	運用	運用	運用
・北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
・各市町村における優遇措置	市町村ごとに異なる		
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
・オープンデータの公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
・相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
・賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、道内の公設試験研究機関や産業支援機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に活かしながら、支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

○ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

北海道立総合研究機構は、平成22(2010)年4月に22の道立試験研究機関を統合して発足した総合試験研究機関で、法人本部と農業、水産、森林、産業技術環境及び建築の5つの研究本部で構成されている。

大学や企業など外部の様々な機関とも連携しながら試験研究や事業者等への技術支援に取り組んでいる。

#### ○ 国立大学法人北海道大学

北海道大学は、大学院に重点を置く基幹総合大学であり、その起源は、明治9（1876）年に設立された札幌農学校に遡る。以来、帝国大学を経て新制大学に至る長い歴史の中で、同大学は、「フロンティア精神」「国際性の涵養」「全人教育」及び「実学の重視」という教育研究に関わる基本理念を掲げ、培ってきた。

同大学と道は、北海道の活性化に向けて相互に連携・協力しながら、協働事業に取り組むことを目的として、令和3（2021）年4月7日に包括連携協定を締結。人材育成の推進やSDGsの推進、経済・産業の振興、Society5.0の実現等について、協働で取り組んでいる。

また、令和6（2024）年6月1日、再生可能エネルギー関連産業の健全な成長と発展に貢献する人材育成及び関連研究を実施するための教育研究拠点「リニューアブルリサーチ&エデュケーションセンター（REREC）」を設置し、道内研究機関等と連携しながら、研究開発や人材育成、関連する企業・自治体等との連携及び提言を行っている。

#### ○ 経済団体（北海道経済連合会、一般社団法人北海道商工会議所連合会）

北海道経済連合会は、地域経済発展のため、北海道において経済活動を展開している企業、団体等約500社の会員で構成する総合経済団体で、昭和49（1974）年12月の発足以来、産業経済社会に関する諸問題を調査研究・討議し、経済界の意見を取りまとめてその実現を図り、地域経済社会の総合的な振興を通じて、経済社会の発展に寄与するとともに、会員相互の理解と協力を深めることを目的に活動をしている。

北海道商工会議所連合会は、昭和22（1947）年3月に社団法人北海道商工会議所として設立し、地域総合経済団体として、道内42商工会議所を総合調整し、その意見を代表している団体であり、建議要望・中小企業振興・地域振興・国際交流・環境対策等多岐広汎にわたって活動している。

#### ○ 金融機関（株式会社北海道銀行、株式会社北洋銀行、道内信用金庫）

事業の多角化・新事業展開等に伴い必要となる資金面への支援のほか、事業承継、経営改善支援など、企業の経営課題の解決に向けた経営相談への支援を積極的に行うなど、地域経済の活性化に貢献する。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### （1）環境の保全

事業者が新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、自然環境に影響を与えないよう、「環境影響評価法」や「北海道環境影響評価条例」といった関連法令に加え、太陽光や風力、地熱といった電源種ごとに国が定める事業計画策定ガイドラインなどの遵守、環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。

地域経済牽引事業の活動においては、環境保全や景観への影響に配慮し、地域社会との調和を図っていくこととするが、事業開始前に必要に応じて行政と企業が連携して住民への説明会を開催するなど、周辺住民の理解を十分得ながら進めるものとし、原則として、道は立地する市町村から地域との合意形成の状況を確認した上で、地域経済牽引事業計画を承認するものとする。

本促進区域内には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含んでおり、このエリアで地域経済牽引事業を実施する場合には、事業者は環境省北海道地方環境事務所をはじめ、道や市町村の自然環境部局と十分調整を図りながら、専門家の意見を聴くなどして、多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に影響を及ぼさないよう、十分配慮することとする。

## （２）安全な住民生活の保全

本道では、道民すべての願いである犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するため、「自らの安全は自らが創造していく」という基本理念に基づき、道民、事業者、行政機関等が協働して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、道民の総意として「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」（平成 17（2005）年北海道条例第 8 号）を制定した。

同条例に基づき、人や地域の絆を強め、地域コミュニティ機能を向上させていくことにより犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指す「安全・安心どさんこ運動」をはじめ、防犯ボランティア活動等に関する情報の提供と支援、多様なメディアの活用による情報発信や関係機関・団体によるパトロール活動等防犯活動など、道民等が安心して暮らし、活動することができる社会の実現を目指す。

## （３）その他

毎年度、北海道が基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果検証を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

現時点では該当なし。

今後、記載の必要が生じた場合は、本計画を変更し、定めることとする。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 11（2029）年度末日までとする。

## 促進区域から除外する区域一覧

## 函館市（渡島総合振興局）

自然公園法に規定する都道府県立自然公園（恵山道立自然公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

## 小樽市（後志総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（ニセコ積丹小樽海岸国定公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等、北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び記念保護樹木の所在地

## 旭川市（上川総合振興局）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区

## 釧路市（釧路総合振興局）

環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、北海道自然環境等保全条例に規定する自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木の所在地

## 帯広市（十勝総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（日高山脈襟裳十勝国立公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

## 北見市（オホーツク総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（網走国定公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、北海道自然環境等保全条例に規定する緑ヶ丘環境緑地保護地区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地

## 夕張市（空知総合振興局）

自然公園法に規定する都道府県立自然公園（富良野芦別道立自然公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区

### 網走市（オホーツク総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（網走国定公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（ラムサール条約湿地）、シギ・チドリ類渡来湿地

### 苫小牧市（胆振総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（支笏洞爺国立公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

### 稚内市（宗谷総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（利尻礼文サロベツ国立公園）の特別保護地区、特別地域

### 美唄市（空知総合振興局）

石狩川流域湖沼群（宮島沼）、美唄湿原、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（峰延鳥獣保護区、東明鳥獣保護区、宮島沼鳥獣保護区）

### 芦別市（空知総合振興局）

環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、自然公園法に規定する都道府県立自然公園（富良野芦別道立自然公園）

### 江別市（石狩振興局）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する都道府県立自然公園（道立自然公園野幌森林公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地

### 赤平市（空知総合振興局）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区

### 紋別市（オホーツク総合振興局）

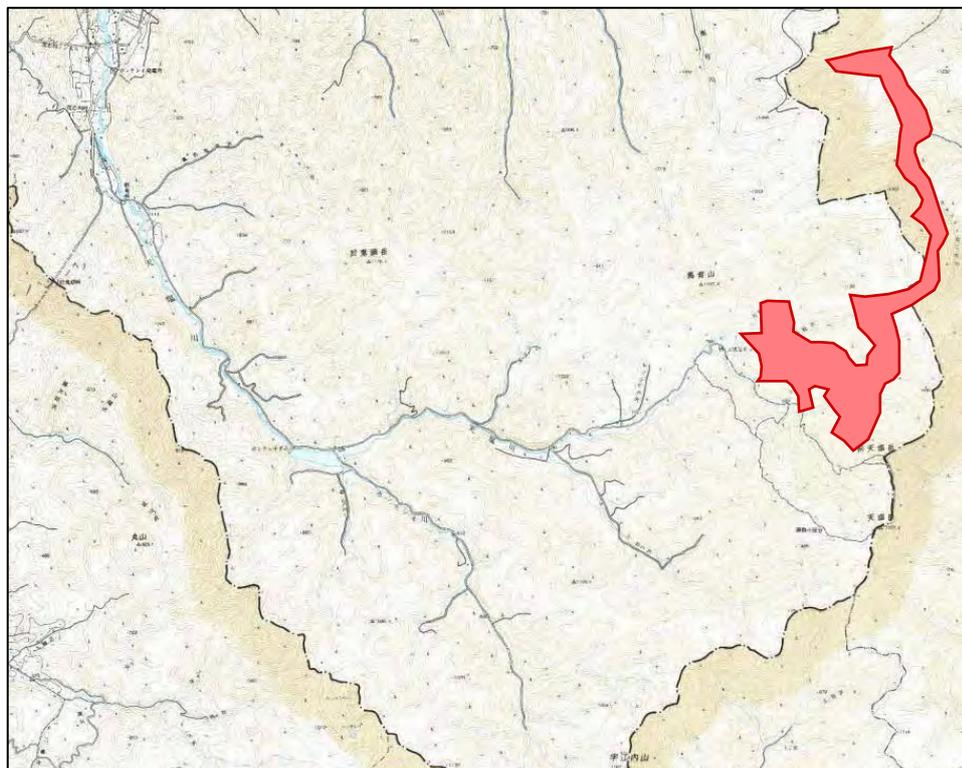
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区等及び記念保護樹木の所在地

士別市（上川総合振興局）

自然公園法に規定する都道府県立自然公園（天塩岳道立自然公園・朱鞠内道立自然公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（朝日鳥獣保護区・ふどう鳥獣保護区・中多寄鳥獣保護区）、環境緑地保護地区（九十九山環境緑地保護地区）、天塩岳高山植物群落



九十九山環境緑地保護地区位置図



天塩岳高山植物群落位置図

### 名寄市（上川総合振興局）

生物多様性の観点から重要度の高い湿地（天塩川）、自然環境保全法に規定する北海道自然環境保全地域（松山ピヤシリ）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（ピヤシリの自然林）

### 三笠市（空知総合振興局）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区  
（三笠市柏町 935 番 1、936 番）

### 千歳市（石狩振興局）

環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、農業振興地域整備計画における農用地区域

### 富良野市（上川総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（大雪山国立公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（国指定大雪山鳥獣保護区、道指定東京大学附属北海道演習林鳥獣保護区、道指定鳥沼鳥獣保護区、道指定山部鳥獣保護区）、自然公園法に規定する都道府県立自然公園（富良野芦別道立自然公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地

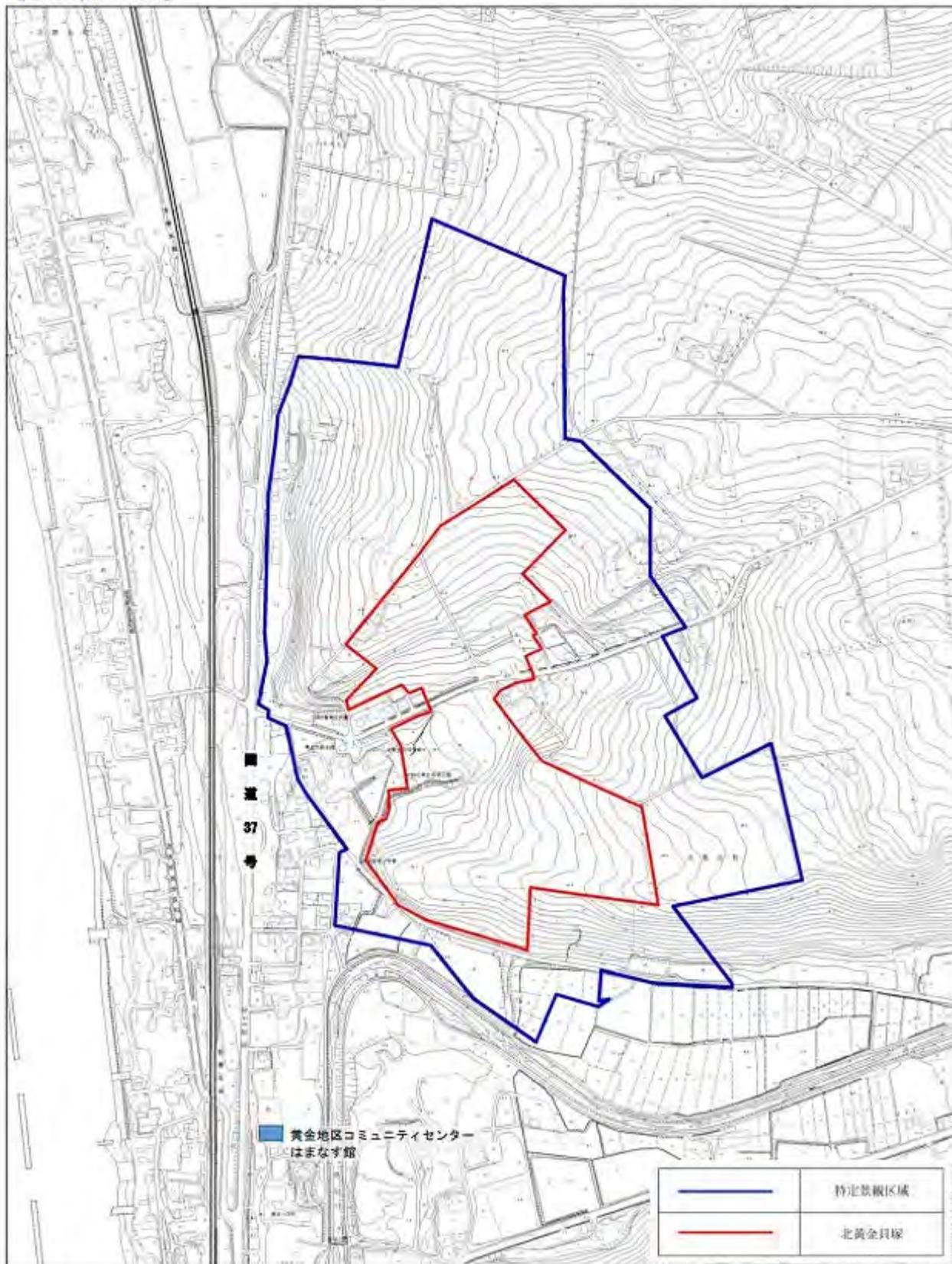
### 恵庭市（石狩振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（支笏洞爺国立公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

伊達市（胆振総合振興局）

伊達市景観計画に定める特定景観区域（北黄金貝塚とその周辺区域）

【特定景観区域】



## 北広島市（石狩振興局）

環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区

## 石狩市（石狩振興局）

都市公園法に基づく都市緑地（はまなすの丘公園）、海岸法に基づく海岸保全区域（一般公共海岸区域）（弁天・親船地区）、森林法に基づく保安林（海岸林、花川・生振地区等防風林）、自然公園法に規定する国立・国定公園区域（暑寒別天売焼尻国定公園（暑寒別・雄冬地区、送毛・濃昼・安瀬地区））、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区（送毛鳥獣保護区、濃昼鳥獣保護区）、北海道自然環境保全指針に基づくすぐれた自然地域（石狩海岸、石狩川下流部湿原、暑寒別・雄冬地区、送毛・濃昼・安瀬地区）、同指針に基づく身近な自然地域（石狩防風林、真勲別河畔林、紅葉山砂丘、八の沢自然林、茨戸川、紅葉山公園）、北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹林（石狩市農協「赤だもの一本木」）、同条例に基づく海浜植物等保護地区（実田神社）、石狩市海浜植物等保護条例に基づく海浜植物等保護地区（河口地区、聚富地区、弁天・親船地区）、石狩市自然保護条例に基づく石狩市記念保護樹木（了恵寺「くりの二本木」、花川小学校「イチョウの二本木」）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（石狩海岸砂丘林）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（石狩川河口）

## 北斗市（渡島総合振興局）

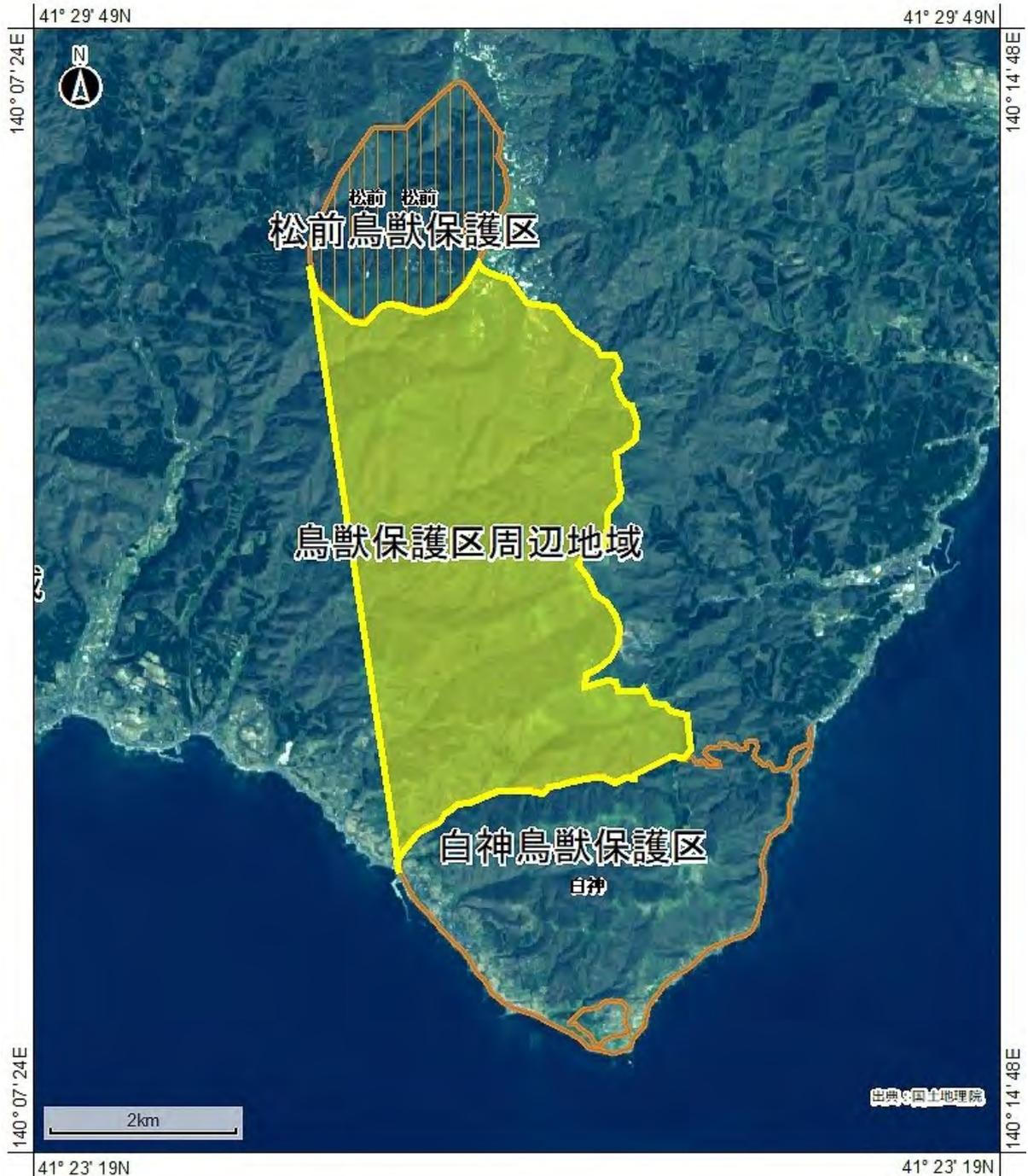
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（渡島国仁山高原木地挽山シバ草原）

## 当別町（石狩振興局）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区

松前町（渡島総合振興局）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（松前鳥獣保護区、白神鳥獣保護区、小島鳥獣保護区、大島鳥獣保護区）及びその周辺、北海道遺産である福山（松前）城と寺町周辺とその後背地



鳥獣保護区（都道府県指定）

 鳥獣保護区

鳥獣保護区（特別保護地区を含む）北海道のみ

 鳥獣保護区（特別保護地区を含む）北海道のみ

環境アセスメントデータベースで作成 2025年01月30日



環境アセスメントデータベースで作成 2025年01月30日

### 森町（渡島総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（大沼国定公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（大沼付近落葉広葉樹林、駒ヶ岳落葉広葉樹林、駒ヶ岳火山植生、渡島国仁山高原木地挽山シバ草原）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（大沼と周辺湿地）、シギ・チドリ類渡来湿地

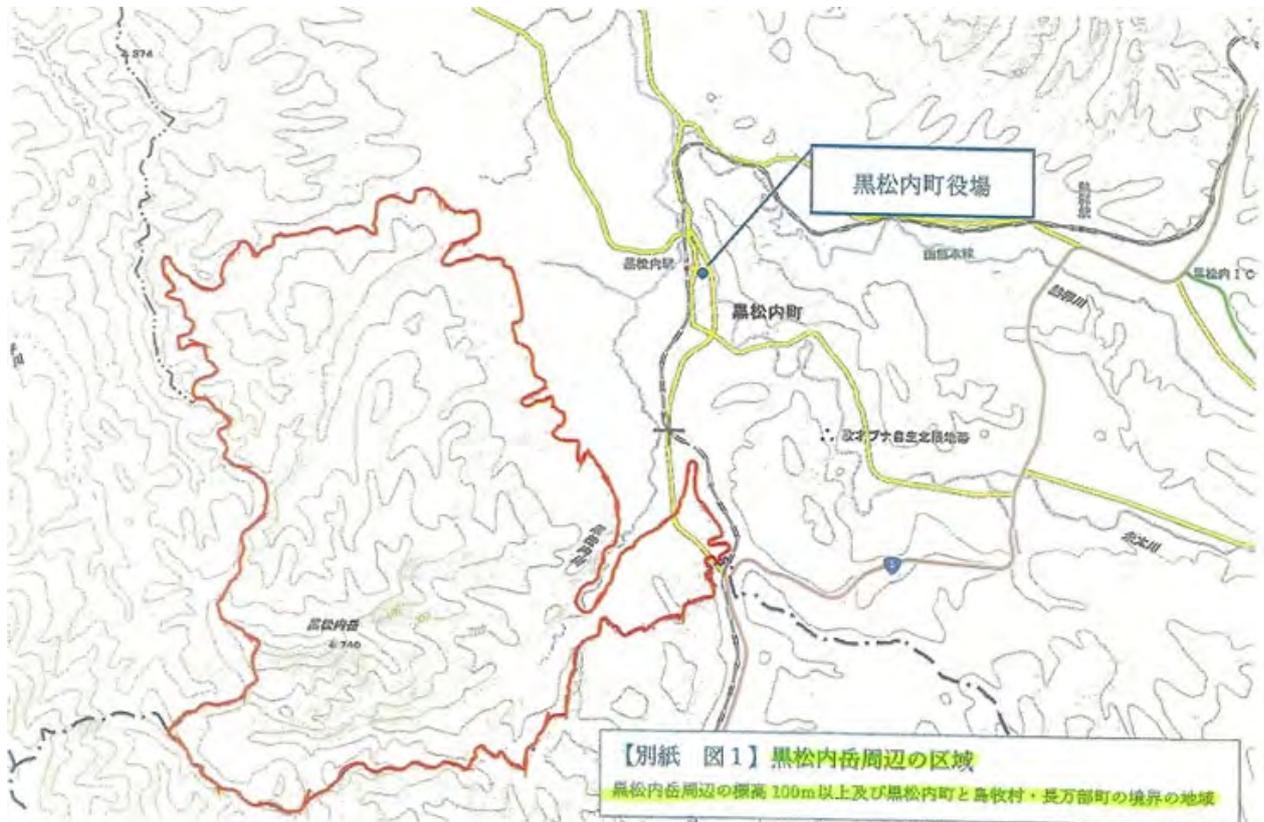
### 江差町（檜山振興局）

自然公園法に規定する都道府県立自然公園（檜山道立自然公園）

- ・江差町字鷗島（かもめ島）
- ・江差町国有林 360 林班江差町柳崎の一部（砂坂）

### 黒松内町（後志総合振興局）

黒松内町ふるさと景観形成に係る風力発電設備の設置基準に関する要綱で定める黒松内岳周辺の区域（黒松内岳周辺の標高 100m 以上及び黒松内町と島牧村・長万部町の境界の地域）



### 倶知安町（後志総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（支笏洞爺国立公園、ニセコ積丹小樽海岸国定公園）、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、森林法に基づく保安林、鏡沼湿原、手鏡沼湿原及び周辺、農業振興地域内の農用地区域、水資源保全地域、倶知安町景観計画におけるリゾート景観重点地域及びリゾート近隣重点地域



### 余市町（後志総合振興局）

自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、自然公園法に規定する国立・国定公園区域（ニセコ積丹小樽海岸国定公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

### 南幌町（空知総合振興局）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する特定猟具使用禁止区域（暁沼、南幌親水公園、晩翠遊水地）

### 長沼町（空知総合振興局）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域

### 月形町（空知総合振興局）

学術自然保護地区（月ヶ湖自然公園）

**沼田町（空知総合振興局）**

環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

**鷹栖町（上川総合振興局）**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（嵐山鳥獣保護区）

**上川町（上川総合振興局）**

環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

**東川町（上川総合振興局）**

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（大雪山国立公園（ただし、勇駒別集団施設地区 0.946 km<sup>2</sup>を除く。総面積 2,267.64 km<sup>2</sup>のうち東川町域 102.55 km<sup>2</sup>）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（大雪山鳥獣保護区）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（大雪山国立公園）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（大雪山系旭岳周辺湿原群）、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区（羽衣公園環境緑地保護区、東川神社環境緑地保護区）

**上富良野町（上川総合振興局）**

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（大雪山国立公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（国指定大雪山鳥獣保護区）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

**占冠村（上川総合振興局）**

占冠村字中央（村立自然公園（赤岩）周辺）  
占冠村字中トマム（景観形成地区（トマムリゾート）周辺）

**美深町（上川総合振興局）**

自然環境保全法に規定する北海道自然環境保全地域（松山ピヤシリ）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（松山鳥獣保護区、函岳鳥獣保護区）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（函岳の高山植物群落、松山湿原）、北海道自然環境保全指針で指定する「すぐれた自然地域」（松山ピヤシリ、函岳周辺、美深峠周辺）、美深町地域防災計画で指定する土砂災害危険区域

**増毛町（留萌振興局）**

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（暑寒別天売焼尻国定公園）

#### 小平町（留萌振興局）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（達布鳥獣保護区、小平町本郷公園鳥獣保護区）

#### 苫前町（留萌振興局）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（古丹別鳥獣保護区）、北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区（緑ヶ丘）及び記念保護樹木（岩見の一本松）の所在地

#### 羽幌町（留萌振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（暑寒別天売焼尻国定公園）

- ・羽幌町大字天売（天売島）
- ・羽幌町大字焼尻（焼尻島）

#### 浜頓別町（宗谷総合振興局）

自然公園法に規定する都道府県立自然公園（北オホーツク道立自然公園）

#### 豊富町（宗谷総合振興局）

豊富町字

- ・上サロベツ：自然公園法に規定する国立・国定公園区域（利尻礼文サロベツ国立公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する国指定鳥獣保護区（サロベツ鳥獣保護区）
- ・稚咲内：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する道指定鳥獣保護区（夕来稚咲内）
- ・兜沼：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する道指定鳥獣保護区（兜沼）
- ・上福永：町営公共牧場（豊富町大規模草地育成牧場）

#### 幌延町（宗谷総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（利尻礼文サロベツ国立公園）

#### 津別町（オホーツク総合振興局）

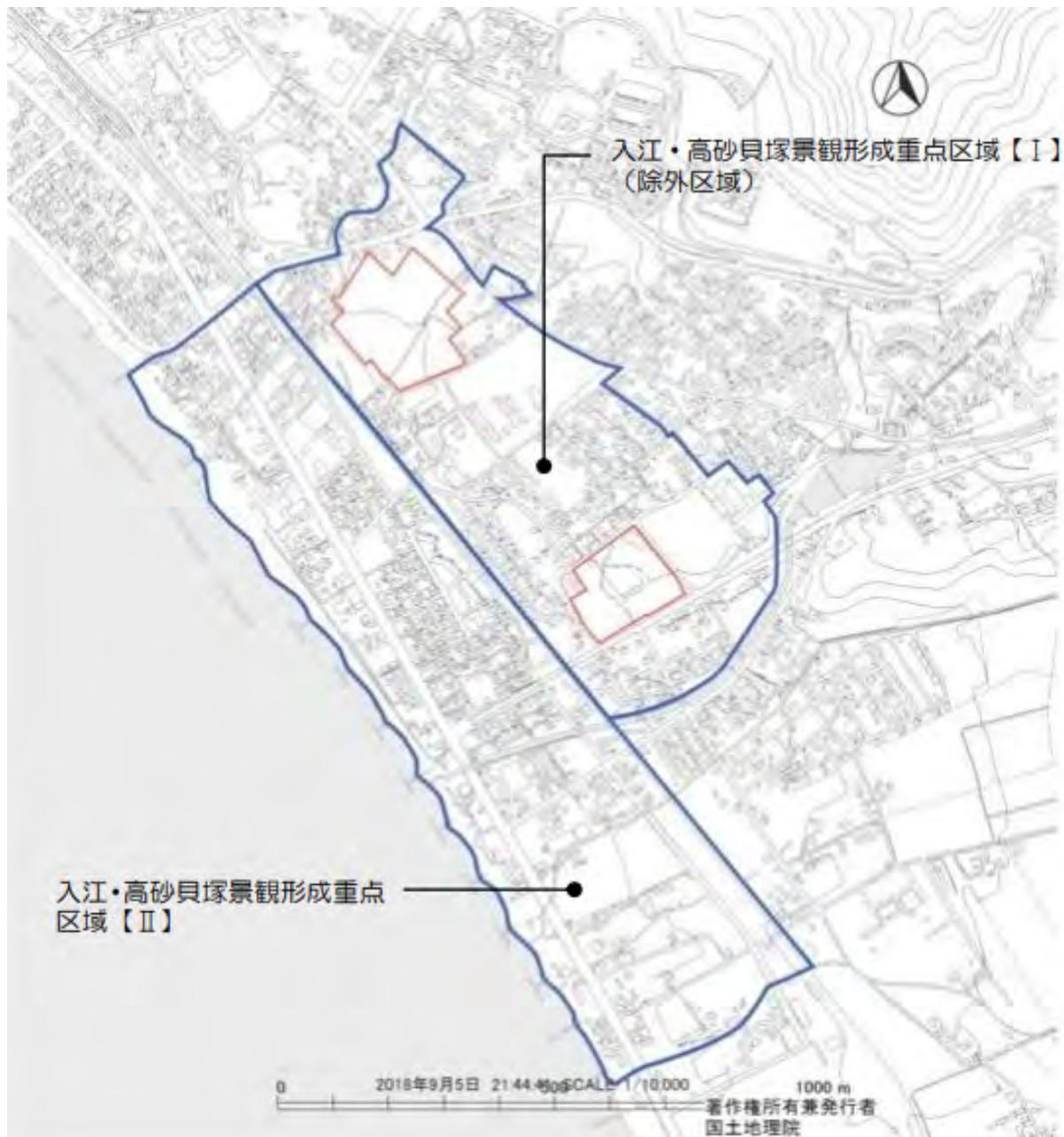
自然公園法に規定する国立・国定公園区域（阿寒摩周国立公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（チミケップ、湖畔針葉樹林）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（木禽岳針葉樹林及び北見相生ミズナラ老令林）、北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区

白老町（胆振総合振興局）

- (1) 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (4) 森林法第25条の保安林
- (5) 砂防法第2条の砂防指定地
- (6) 文化財保護法第93条第1項の埋蔵文化財の包蔵地域
- (7) 自然公園法第2条第2項の国立公園

洞爺湖町（胆振総合振興局）

洞爺湖町景観計画に定める入江・高砂貝塚景観形成重点区域【I】



### 平取町（日高振興局）

平取町景観計画における指定景観計画区域

### 音更町（十勝総合振興局）

環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

### 士幌町（十勝総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（大雪山国立公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（大雪山国立公園）

### 上士幌町（十勝総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（大雪山国立公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

### 清水町（十勝総合振興局）

○自然公園法に規定する国立・国定公園区域（日高山脈襟裳十勝国立公園）

清水町内 国有林十勝西部森林管理署 18 林班、19 林班、32 林班、36 林班、44 林班、46 林班及び 47 林班の全部、並びに 22 林班から 24 林班まで、26 林班から 28 林班まで、30 林班、31 林班、33 林班から 35 林班まで及び 37 林班から 43 林班までの各一部、上川郡清水町 字清水の一部

○清水町石山地区水資源保全地域に係る指定の区域

清水町字清水 419 番地 131、419 番地 172 から 174 まで、419 番地 177 から 178 まで、441 番地 4 から 5 まで、442 番地 2、444 番地 1、589 番地、610 番地、611 番地、588 番地 1 から 2 まで、612 番地、字羽帯 2 番地、246 番地、112 番地の一部、並びに  
清水町 24 林班 2 小班から 8 まで、24 林班 10 小班から 14 まで、24 林班 17 小班から 18 小班まで、24 林班 22 小班から 25 まで、24 林班 27 小班、25 林班 8 小班から 12 小班まで、25 林班 15 小班から 16 小班まで、25 林班 18 小班、25 林班 29 小班から 32 小班まで、25 林班 37 小班から 40 小班まで

### 芽室町（十勝総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（日高山脈襟裳十勝国立公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

### 中札内村（十勝総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（日高山脈襟裳十勝国立公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

### 大樹町（十勝総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（日高山脈襟裳十勝国立公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地

### 釧路町（釧路総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園（釧路湿原国立公園・厚岸霧多布昆布森国定公園）のうち特別保護地区及び特別地域（第1種、第2種、第3種）、釧路湿原鳥獣保護区のうち特別保護地区（釧路湿原特別保護地区）、北海道自然環境保全条例に規定する学術自然保護地区及び記念保護樹木の所在地

### 厚岸町（釧路総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園（厚岸霧多布昆布森国定公園）の特別地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区の特別保護地区、自然環境保全法に規定する北海道自然環境保全地域、北海道自然環境等保全条例に規定する記念保護樹木の所在地

### 浜中町（釧路総合振興局）

自然公園法に規定する国立・国定公園区域（厚岸霧多布昆布森国定公園）の特別地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区の特別保護地区

### 鶴居村（釧路総合振興局）

鶴居村景観計画に定める一般区域及び特別区域

### 白糠町（釧路総合振興局）

環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

### 別海町（根室振興局）

ラムサール条約湿地、自然公園法に規定する道立自然公園区域、国定公園保護区域候補地、埋蔵文化財を包蔵する土地、史跡名勝天然記念物指定地

### 中標津町（根室振興局）

中標津町景観計画における景観形成重点区域（開陽台周辺区域）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（緑ヶ丘鳥獣保護区、養老牛鳥獣保護区）、森林法第25条の保安林、文化財保護法第93条第1項の埋蔵文化財包蔵地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、特別天然記念物（タンチョウ）の生息域（繁殖・越冬、移動環境）

### 標津町（根室振興局）

標津町太陽光発電施設の設置に関する条例施行規則第4条に規定する区域（道立自然公園特別地域及び普通地域）